



2016年12月8日

それでもやっぱり無くならないもの

専修大学 商学部 准教授
IIMA 客員研究員
渡邊隆彦

先日、ある自動車部品メーカーの方から「自動車用シートを主力商品とするわが社は、世間からローテク・メーカーだと思われているが、未来のハイテクカーがどんな形のものになったとしても、自動車用シートは絶対に無くならないのですよ」との話を伺った。

なるほど、と思った。未来の車において、車体が炭素繊維になろうがガソリンエンジンが無くなろうが、完全自動運転になってハンドルやアクセルやブレーキが不要になろうが、人間を移動させるためには、車は「いす」を必要とする。オーストラリアの鉱山で操業している無人ダンプカーに「いす」は無いけれど、これは鉱物を運ぶ車であって人間を移動させる車ではないからである。人間が「乗り物」で移動するためには、その人間を「乗り物」に据え置かなければならないが、その際のポジショニングは基本的に「座位」であり、「乗り物」の中の人間はいつも「いす」に坐っているのである。

確かに、アムロ・レイがガンダムに搭乗しているときも、兜甲児がマジンガーZを操縦するときも、必ず「いす」に坐っている。さらに未来に目を向ければ、自称“1000年の未来から時の流れを越えてやってきた”未来人、スーパージェッターが乗り込む『流星号』は、車輪は無く、地上・空中・水中を自在に動き、狭い穴を通過するときには車体がゴムのように伸縮するという驚異のスーパー・ハイテクカーであるが、それでもやっぱりジェッターは「いす」に坐っている。

☆

☆

☆

さて、ビットコインである。ビットコインの特徴は（i）発行主体が存在せず、「ナカモト・サトシという人物が組んだプログラム（仕様書）に基づく、ネットワークで管理する仕組み」への信認が価値の源泉であること、（ii）ブロックチェーンという技術により移転（譲渡・譲受）されること、の2点であるが、最近のビジネス界での研究は（ii）のブロックチェーン技術に注目したものが多。

一方、ビットコインの（i）の特徴に対しては、世間は概して冷淡なようである。今年5月に改正された資金決済法上の『仮想通貨』の定義は、「発行主体の有無」について触れず、したがって同改正法上の『仮想通貨』には、ビットコインのような「発行主体の無いもの」に加え、「発行主体のあるもの」も含まれることとなった。これに沿う

形で、自らが主体となつての仮想通貨の発行を検討する事業者が、日本でも出てきている。

どうやら、われわれは、「発行主体の不存在」というビットコインの（i）の側面を、つかみどころが無いもののように感じ、「責任者」がいることにすわりの良さを覚える習性・慣性を持つようである。

しかし私は、ビットコインのいちばん面白い特徴は（i）の「発行主体＝責任者の不存在」だと考える。たとえば、国家が運営する中央管理型通貨システムがサイバーテロによって麻痺するような不測の事態に備え、サイバー攻撃の対象となるへそ（主体）をそもそも持たないビットコインのような仕組みをバックアップとして用意することは、世界全体にとって有用なコンティンジェンシープランになるのではなかろうか。

☆

☆

☆

人間の肉体構造が、頭部に重心があり、腰部でからだを支えないと安定しないものである限り、人間は「いす」に坐り続け、「いす」は無くならない。

同様に、人間の精神構造が「わかりやすい秩序」を好む傾向を持つ限り、人間は「人工的な事象の生起（たとえばビットコインの発生）」に対し「何らかの行為主体」の存在を欲するものなのだろうか。「主体＝責任者の不存在」に居心地の悪さを感じ、何かコトが起きると、ぼやき漫才の人生幸朗師匠よろしく「責任者出てこい！」と叫びたくなるのが人の常なのだろうか。

「責任者」という存在も、「いす」と同じく「やっぱり無くならないもの」なのかもしれないが、ビットコインにダイナミックな展開を期待している私としては、物足りなさを感じる今日この頃である。

（ご感想・コメント等は takahiko@isc.senshu-u.ac.jp までお寄せください。）

（IIMA メールマガジンへの寄稿）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2016 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>